

我が国の情報機能について

「国家安全保障会議の創設に関する有識者会議」

第3回会合 説明資料

我が国の情報体制

官邸首脳・政策部門

⑥ 伝達

① 情報関心

内閣情報会議

- ・内閣官房長官が議長
- ・内閣情報官のほか、官邸の政策部門の代表（副長官、危機管理監、内政、外政、安危の副長官補）、関係省庁の事務次官級が出席
- ・情報関心提示、成果の報告

合同情報会議

- ・内閣官房副長官（事務）が議長
- ・内閣情報官のほか、関係省庁の局長級が出席
- ・関係機関間の機動的な連携
- ・オール・ソース・アナリシス（情報評価書の策定）

内閣情報官

内閣情報調査室 内閣衛星情報センター

オール・ソース・アナリシスのため、内閣情報分析官を設置し、情報評価書の原案を作成

⑤ 総合的な分析

事務局

④ 集約

⑦ 共有

情報コミュニティ

警察庁 公安調査庁 外務省 防衛省

拡大情報コミュニティ

金融庁 財務省 経済産業省 海上保安庁

③ 収集・分析

各情報機関から官邸首脳への直接報告のルートも確保

必要な連絡

情報源

② 情報関心の伝達

情報源

情報源

情報源

情報源

情報源

情報源

官邸における情報機能の強化の方針

(平成20年2月14日 情報機能強化検討会議決定)

情報機能の強化

(1) 政策との接続

- ① 政策と情報の分離
- ② 政策と情報の有機的な接続
 - 内閣情報会議
 - 内閣情報官
 - 各情報機関

(2) 収集機能の強化

- ① 対外的情報収集機能の強化
- ② その他の情報収集機能の強化
 - 内閣における情報収集機能
(情報収集衛星・公開情報)
 - 各省庁における情報収集機能

(3) 集約・分析・共有機能の強化

- ① 集約・分析・共有の必要性
- ② 拡大情報コミュニティの設置
- ③ 情報の集約
- ④ 情報の分析
- ⑤ 情報の共有

(4) 基盤整備

- ① 情報の共有のための基盤整備
- ② 人的基盤整備

情報の保全の徹底

- ① 政府統一基準の策定・施行
- ② 高度の秘密を保全するための措置
- ③ 秘密保全に関する法制の在り方

政策との接続（その1 政策と情報の分離）

○ 官邸における情報機能の強化の方針(抄)平成20年2月14日

2 情報機能の強化

(1) 政策との接続

① 政策と情報の分離

情報部門においては、政策部門の情報関心に基づいて、情報を収集し、収集された情報の集約・分析を行い、その成果を政策部門に提供する。他方、政策部門は、提供された情報を政策立案及びその実施に活用し、その上で、新たな情報関心を提示する。適正な政策判断を行うためには、収集された情報を政策部門から独立した客観的な視点で評価・分析する別個の部門が必要であることから、**官邸における政策部門と情報部門は、官邸首脳の下、別個独立の組織とし、政策と情報の分離を担保する。**

○ 行政改革会議最終報告(抄) 平成9年12月3日

II 内閣機能の強化

4 内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化

(2) 内閣官房

④ 情報機能

情報機能については、1)「**情報と政策の分離**」の観点及び2)情報分析業務の専門性に照らし、**内閣官房に、総合戦略を担う部門とは別に、独立かつ恒常的な組織を設ける。**

○ 平成25年2月20日(水)参議院予算委員会 総理答弁

今、グローバルな時代の中で、そもそも日本企業、海外で活躍をしてきたわけではありますが、その中で、言わば冷戦構造が崩壊した後のなかなか予見が難しい状況の中では情報収集というのは極めて重要であります。その中で、今日本においては、各、内調、あるいはまた外務省、そしてまた情報本部等々幾つか情報収集をする機関がありますが、これを、こうした情報を更に、それぞれの情報収集機関で分析も行いますが、**そういう情報機関に対して政策的な発注をしっかりとしていくということも大切なんだろうと思います。**

その意味において、今、日本版のNSCをつくって言わば政策的に発注をすると、情報機関側に投げると。そして、それを受けて情報機関がそれぞれ、これを一つにまとめる必要というのはないんでしょうけれども、この情報収集そして分析を行い、そして政策を決定する、**政策決定をする言わば司令塔を担うこのNSCに持ってきていただいて、そこで政策的な選択肢を示してもらって、そしてそれが総理大臣に上がってくると。こういう言わば政策を発注し、情報収集してくると、こういう言わば組織をちゃんと整えていくことも重要ではないだろうか、このように思います。**

政策との接続（その2 政策と情報の有機的な接続）

1 内閣情報会議等を通じた官邸政策部門からの情報関心の伝達

- 内閣情報会議、合同情報会議等を通じ、官邸政策部門から情報関心を定期的に聴取
- 平成20年より、内閣情報会議の構成員に、官邸政策部門代表から内政、外政及び安危担当の副長官補を追加。これにより、**官邸政策部門が情報部門に情報関心を伝達するなど両者の連携の場を拡大**
- 情報コミュニティにおいても、金融庁、財務省、経産省及び海保庁を**拡大情報コミュニティ省庁**として、内閣情報会議構成員に追加するとともに、合同情報会議にも定期的に出席

2 内閣情報会議等を通じた官邸政策部門に対する情報の提供

- 内閣情報会議、合同情報会議等を通じ、情報コミュニティから官邸政策部門に情報を提供
- 平成20年より、**内閣情報分析官を設置**（現在6名）し、**オール・ソース・アナリシスによる情報評価書の作成**を開始。情報評価書は、官邸政策部門の情報関心を踏まえ、内閣情報分析官が計画的に原案を作成し、合同情報会議に諮ることで、**情報コミュニティの英知を結集**

3 日常的な結節点として内閣情報官が機能

- 内閣情報官は、官邸首脳への定期的なブリーフィングの機会等を通じ、**官邸首脳の情報関心を機動的に聴取するとともに、オール・ソース・アナリシスに基づく情報をタイムリーに提供**
- 官邸政策部門より聴取した情報関心等については、情報コミュニティ内で共有。情報コミュニティ省庁が官邸首脳に直接報告を行う際には、内閣情報官と連絡をとり、適切な情報提供を確保

「秘密保全のための法制の在り方について(報告書)」(平成23年8月8日)の骨子

特別秘密の範囲

国の存立にとって重要な情報に限定

①国の安全 ②外交 ③公共の安全及び秩序の維持

具体的事項を別表等で列挙、指定行為で更に限定・明確化

特別秘密の管理

適性評価(セキュリティ・クリアランス)の実施

リスクの程度を総合的に評価し、取り扱う適性を判断

諸外国では既に導入・運用

行政機関等の職員・委託を受ける民間の職員が対象
(国務大臣等は除外)

対象者のプライバシーに深く関わるため、
対象者の同意を得て調査を実施

正確な調査のため、必要に応じ第三者への照会・質問も
行う

調査事項の例

- 人定事項(国籍・帰化情報等) ○信用状態
- 我が国の利益を害する活動への関与 等

罰則

処罰範囲を必要最小限に抑える

漏えい行為の処罰を業務者に限定 (一般人は不可罰)

取得行為の処罰を、窃盗、不正アクセス、暴行、脅迫等、
犯罪行為等を手段とするものに限定

法定刑の上限は懲役5年又は10年(下限を設けることも検討)

国民の知る権利等との関係

特別秘密は情報公開法の下で開示されるべき情報ではない
→ 同法により具体化されている国民の知る権利を害する
ものではない

正当な取材活動は処罰対象とならない
→ 取材の自由を害するものではない

その他

新法を整備 (防衛秘密を取り込み統一的に運用)

立法府及び司法府 ~別途検討されるべき
(国務大臣等は、行政府の職員として本法制の対象)

※ 対象とする秘密について、報告書では便宜的に「特別秘密」と呼称。
検討中の法案においては「特定秘密」と呼称することを検討。